

福祉用具専門相談員指定講習について

更新情報・お知らせ

- 講習事業者向け情報及び講習関係の情報の詳細はこちらをご覧ください。
- ページが最新情報に更新されないことがあります。ブラウザの「更新」ボタンをクリックしてください。

<重要>

- 平成27年4月1日から、福祉用具専門相談員の講習内容及び講習時間数等が改正されました。
- 講習内容の見直しに合わせ、福祉用具専門相談員の要件についても、平成27年4月1日から見直されました。

<留意事項>

介護職員養成研修（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程）修了者である福祉用具専門相談員の方については、平成28年3月31日までに「福祉用具に関する知識を有している国家資格を取得」又は「福祉用具専門相談員指定講習」を修了しなければ、平成28年4月1日以降は、福祉用具専門相談員としての業務ができなくなりましたのでご注意ください。

福祉用具専門相談員とは

福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所並びに介護予防福祉用具貸与事業所及び介護予防特定福祉用具販売事業所（以下「福祉用具貸与事業所等」という。）において、福祉用具の選定の援助、機器等の点検、使用方法の指導等を行う者をいい、介護保険法施行令第4条第1項の定めにより、次の方が該当します。

1. 保健師
2. 看護師
3. 准看護師
4. 理学療法士
5. 作業療法士
6. 社会福祉士
7. 介護福祉士
8. 義肢装具士
9. 都道府県が指定する事業者により行われる「福祉用具専門相談員指定講習」の修了者（平成18年4月1日以前は、厚生労働大臣が指定する事業者により行われた「福祉用具専門相談員指定講習」の修了者。）

<注意>

「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号）及び「介護保険法施行規則」（平成11年厚生省令第36号）の改正により、平成27年4月1日より、従前認められていた「介護員養成研修修了者」は要件から除外され、福祉用具専門相談員は、上記1から8までの福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者等及び9の福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されました。

これらの改正内容はこちらをご覧ください。

福祉用具貸与事業者等は、「福祉用具専門相談員」を必ず配置しなければなりません。

福祉用具専門相談員指定講習とは

福祉用具貸与事業所等において、福祉用具の選定の援助、機器の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として実施する講習で

あって、介護保険法施行規則第22条の33で定める基準に適合する講習を実施する者として、都道府県が指定する事業者によって行われる講習のことをいいます。
この講習を修了し、修了証明書の交付を受けた方は、福祉用具専門相談員として福祉用具貸与事業者等で就労することができます。

講習内容

介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容は次のとおりです。

Word版（ワード：15KB） PDF版（PDF：50KB）

大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者について

講習事業者一覧

大阪府が指定している福祉用具専門相談員指定講習事業者は、下記一覧表のとおりです。（令和6年12月11日現在）

Excel版（エクセル：27KB） PDF版（PDF：42KB）

講習の開講予定について

令和7年2月以降に開講する講習は、下記一覧表のとおりです。（令和7年2月1日現在）

【令和6年度開講予定】

Excel版（エクセル：30KB） PDF版（PDF：43KB）

※大阪府に提出された年間事業計画に基づく開講予定です。最新の情報は反映していない場合があります。

詳細は各事業者にご直接お問い合わせください。

このページの作成所属

大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
代表電話番号 06-6941-0351

Copyright © Osaka Prefecture, All rights reserved.

【大阪府知事指定】 大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者一覧（令和6年12月11日現在）

指定 番号	指定事業者名(講習会の実施者)	講習会の名称	事業所の所在地 (講習実施場所と異なる場合があります)	問合せ先 電話番号	現指定期間
270009	学校法人 大阪滋慶学園	学校法人 大阪滋慶学園 福祉用具専門相談員指定講習	大阪市淀川区宮原1-2-43	06-6391-8141	R3.4.1～ R9.3.31
270013	特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ	NPO法人あすなろ ふくしの学校 福祉用具専門相談員指定講習	大阪市福島区福島5-14-6 福島阪神クレセントビル3階	06-6451-4400	R3.4.1～ R9.3.31
270015	株式会社EE21	未来ケアアカデッジ 福祉用具専門相談員指定講習会	大阪市北区太融寺町5-15 梅田イーストビル5階	06-6363-2404	R3.4.1～ R9.3.31
270024	ピースクルーズ株式会社	C&Cアカデミー 福祉用具専門相談員指定講習会	大阪市西区西本町1-5-3 扶桑ビル9階	06-6533-3965	R5.10.31～ R11.3.31

注：講習日程、講習実施場所、講習の申込方法等については、各講習会実施者へお問合せください。

【大阪府知事指定】福祉用具専門相談員指定講習 開講予定一覧(令和7年2月1日現在)

指定番号	指定事業者名(講習会の実施者)	コース名	実施場所	開講月日(予定)	修了月日(予定)	日数	定員	受講料	電話番号	備考
270015	株式会社EE21	天王寺2月土日 I	大阪市阿倍野区	2月15日	3月29日	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	梅田2月土日 I	大阪市北区	2月22日	4月5日	7日間	26名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	布施2月平日 I	東大阪市	2月12日	3月26日	7日間	30名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	京橋3月平日 I	大阪市都島区	3月12日	4月23日	7日間	22名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	天王寺3月平日 I	大阪市阿倍野区	3月6日	4月17日	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	枚方3月土日 I	枚方市	3月1日	4月12日	7日間	20名	37,950円	0120-16-8351	
270015	株式会社EE21	堺東3月平日 I	堺市堺区	3月14日	4月25日	7日間	24名	37,950円	0120-16-8351	
270024	ピースクルーズ株式会社	2月コース	大阪市西区	2月1日	3月15日	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	
270024	ピースクルーズ株式会社	3月コース	大阪市西区	3月1日	4月12日	7日間	10名	44,000円	06-6533-3965	

※1 大阪府に提出された年間事業計画に基づく開講予定です。最新の情報は反映していない場合があります。
 ※2 受講料の安価なコースは離職者対象等、受講要件が限られる場合があります。受講要件等の詳細は各事業者にお問い合わせください。
 ※3 講習日程、講習内容については、各事業者へ直接お問い合わせください。

福祉サービスを利用して

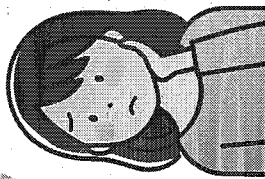
困ったことや悩んでいることはありませんか？

自分が思っていたようなサービスが受けられない

ケガをしたのに謝罪してもらえない

職員の態度や言葉づかいに傷ついてしまった

サービス内容についてわかりやすい言葉で説明してもらいたい



このような場合には、まず

福祉サービスを受けている事業者にご相談ください。

不満や悩み、疑問に思っていることなど、モヤモヤした気持ちが大きくないうちに、まずは福祉サービスを受けている事業者にご相談に話してみてください。

事業者は「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、利用者からの苦情の適切な解決に努めることになっています。

また、事業者の中には、客観性を確保するために、職員以外の方を「第三者委員」として設置し、話し合いに立ち会ったり助言を行ったり、苦情解決のために積極的な役割を果たしてもらっているところが増えています。

それでも解決しなかった場合や、事業者に直接言い出しにくいときは、

福祉サービス苦情解決委員会にお気軽にご相談ください。

委員会では、相談者と事業者の双方の話し合いによる解決をめざし、相談援助、事業所への聞き取り、話し合いの機会を設けるなど、苦情解決のお手伝いをいたします。

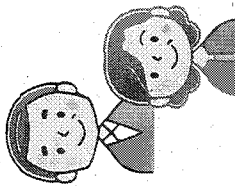
福祉サービス苦情解決委員会とは

社会福祉法第83条にもとづき、福祉サービスについての苦情を適切に解決するために全国の都道府県社会福祉協議会に設置されている委員会です。

苦情の解決をはかることによって、よりよい福祉サービスの提供を促し、利用者を守る役割をもっています。

【対象となる福祉サービスの範囲】社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるサービス

運営適正化委員会での苦情解決の手順



1

苦情相談の受付

来所、電話、FAX、メール、手紙のいずれかでも受け付けています。
(来所は中止する場合があります。事前連絡が必要です。)

2

相談援助

窓口で相談内容を傾聴します。相談者の意向を確かめた上で、必要に応じて相談者へ助言します。
また、相談内容に応じた方法を検討します。

3

事業者等への聞き取り 苦情内容の伝達

相談者からの相談内容の事実確認をする必要がある場合、委員や事務局の担当職員が関係者へ聞き取りをします。事業者へ苦情内容と気持ちを伝えます。

話し合いの場

委員会で検討したうえで必要に応じて、相談者と事業者との話し合いの場の機会を設けます。

知事への通知

利用者への虐待や重大な法令違反である場合は、委員会で検討しすみやかに大阪府知事に通知し、行政による調査・指導・監査を求めます。

「苦情から見えてくるサービスの質の改善について」

（苦情が大きくなる原因）

サービス中に事故が発生した際、たとえ、事業所側に過失があると考えにくい場合でも、説明に一貫性がなかったり、説明が不足していたりすると、家族の不信感を増大させ苦情の規模が大きくなる可能性があります。

例えば、事故当時の状況が明確になっていない段階で、利用者家族に説明すると、話に矛盾が生じる場合があります、不信感につながります。

（例）通所介護

デイサービス中に転倒し、骨折した。

↓
転倒の際、職員は誰も見ていなかった

↓
詳細な説明を求めても、職員からは曖昧な回答しか得られず、不信感が募っている。



（苦情につながる要素）

真摯な対応をしてもらえない。

☞ 職員同士の情報の共有が出来ておらず、回答が定まっていない

事故当時の状況がわからない。（曖昧な説明しかない）

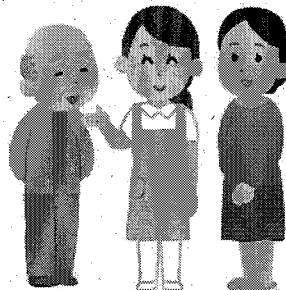
☞ サービス提供の記録がない



《防止するためには》

万一、事故が起きてしまった場合、大切なのは利用者家族への「初期対応」です。初期対応が不適切なため不信感を生じさせ、解決が困難になっている事例が多く見受けられます。曖昧な記憶で家族へ説明をしたり、職員によって対応が異なるとトラブルの元になります。事務所内で、共有する情報に食い違いが起きたり、忘れたりということを防ぐためにも、「サービス提供の記録」を作成しておくことが大変重要になります。

また、苦情の発生を、未然に防止する取組みを講じたり、利用者や家族と常日頃からコミュニケーションをとり、関係性を築いていくこともサービスの質の向上につながる方法です。



(参考)

令和5年度国保連合会苦情相談・苦情申立件数

苦情相談	407 件
苦情申立	6 件
計	413 件

苦情相談：電話や来会等で助言や情報提供等を行ったもの。

苦情申立：苦情申立書を受けたもの。

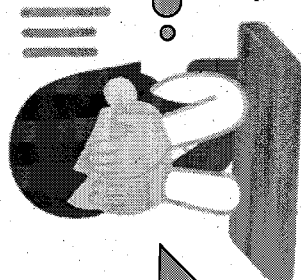
・「運営基準」厚生省令第37号「通所介護」参照

<サービスの提供の記録>

第19条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

介護保険の請求をしたけど、うっかり加算の区分を間違えてしまえばとんど返戻になってしまった...
今月の給付費が少ない...



こんな経験は
ありませんか？

届出していない加算を算定したなど、請求に誤りがあると、返戻となり

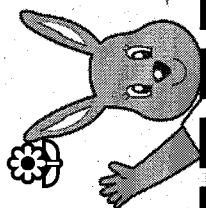
⚠ 給付費の支払いがなくなる可能性があります ⚠

大阪府国保連合会では事業所向けに

こんなサービスを提供しています

事業所向けインターネット情報公開支援サービス

Oh!Shien



【ご利用は無料！】
詳細は裏面をチェック
ぜひ導入してね♪

★返戻になる前に確認できる エラーがわかる！

「Oh!Shien」では、本会での審査期間中に審査結果を確認することができます！

★請求にエラーがあった...そんなときでも大丈夫 請求の差し替え可能！

請求データの差し替え期間(※)に誤ったデータを削除し、電子請求受付システムで再送信(請求情報の差し替え)を行うことができます！ただし、差し替えはインターネット請求事業所(代理請求含む)のみ
※ 差し替え期間については、Oh!Shienにて公開しています。

★さらにうれしい 過去2年間の請求履歴や支払通知等が確認できる！

＜大阪府国民健康保険団体連合会ホームページ＞ 「Oh!Shien」へのアクセス方法

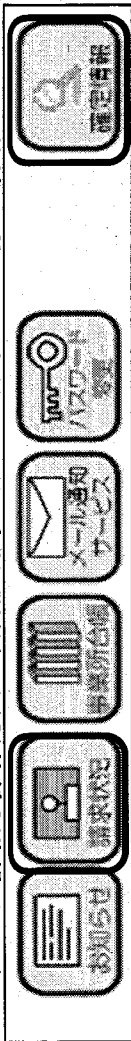
介護保険事業所等の皆様 > 請求・支払関係 > 磁気及び電子請求について > (2)事業所向けインターネット情報公開支援サービス(Oh!Shien)について

大阪府国保連

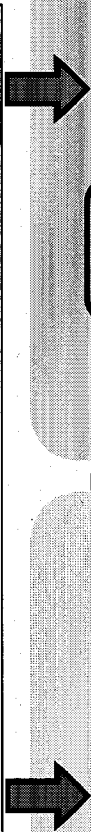
検索

※詳細な操作方法や項目説明等については、本会HP「導入・操作マニュアル」をご覧ください。

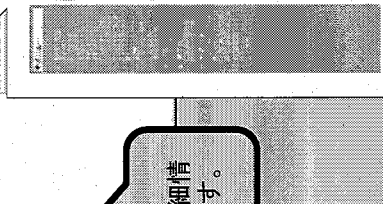
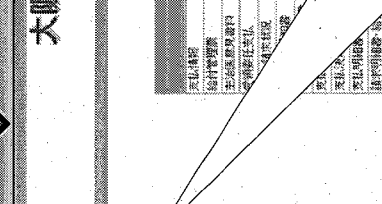
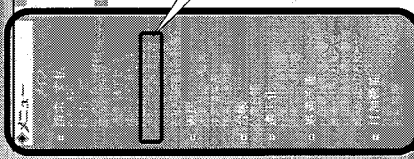
「讀來狀況」



②「確定情報」面

[illegible]

併用して
利用すると
さらに便利！



クリックすると各種詳細情報を見ることができます。

[illegible]

エラー等があった場合、エラーコードと内容が表示されます。より詳細な説明が用意されている場合、エラーコードをクリックすると、エラー詳細情報が表示されます。

10日までに提出した請求情報について、請求期間締め切りの翌々営業日の10:30頃から、資格審査までの状況(エラーや正常)が確認できます。

また、差し替え期間中であれば、当月10日までに提出した請求情報の削除申請を行うことができます。

ただし、差し替えはインターネット請求事業所(代理請求含む)のみです。
※ 差し替え期間中の削除申請は、「Oh!Shien」でのみ行うことができます。
「電子請求受付システム」では行うことができませんのでご注意ください。

「Oh!Shien」内にある「確定情報システム」では、介護給付費等の請求に対する結果通知及び詳細な請求状況等の確認が、任意の条件指定を行うことで可能です。

また、過去2年間のデータが履歴として画面に表示され、過去にさかのぼって請求漏れの確認や結果通知書(処遇改善加算等総額のお知らせ等)の取得が可能です。

※全事業所が対象です。

【問合せ先】
大阪府国民健康保険団体連合会
介護保険課（介護保険担当）
TEL06-6949-5446